

不足額給付Ⅱ申請書

物価高騰による家計の負担を軽減するため、令和6年度に定額減税(所得税から3万円、住民税所得割から1万円)が実施されました。また、令和5年の所得を基に計算し、減税しきれないと見込まれた方には調整給付金を支給しました。この不足額給付Ⅱは、定額減税の対象から外れた方で、以下枠内の支給要件を満たす方に対して行うものです。

※本様式は、不足額給付の支給対象となりうる方で、申請が必要な方が使用するものです。

確認書が届いた場合は、本様式を使用せず、確認書に記入・返送してください。

※本様式を提出いただいた場合、支給要件に該当するか審査の上、該当する場合に支給を行い、振込済通知書を送付します。「振込済通知書」が届きましたら、給付金額のご確認をお願いします。

【誓約・同意事項】

- ① 下記の支給要件に該当する場合、原則として4万円が支給されます。(ただし、令和6年1月2日以降に国外から転入し、令和7年1月1日現在で氷川町に住所を有する人は3万円の支給となります。)

【支給要件】

令和6年分所得税額及び令和6年度個人住民税所得割額がいずれも0円、かつ 令和6年分の低所得者世帯向け給付を、世帯主又は世帯員として受給していない かつ

- 令和5年中、または令和6年中に青色事業専従者 または 事業専従者
- 令和5年中、または令和6年中の合計所得金額が48万円超

以下のいずれにも該当しません

- 令和6年度に実施された定額減税の対象であった
 - 令和5年度、令和6年度に実施された低所得者世帯向け給付を受給した
 - 令和6年度に実施された調整給付を本人分または扶養親族等分として受給した
- ③ 不足額給付の支給要件の該当性等を審査等するため、住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ④ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

1.申請者

上記【誓約・同意事項】について確認し、誓約・同意します。
また、申し立て内容に相違ありません。

		申請日	令和 7 年 月 日
(フリガナ) 氏 名	生年月日	住 所	
自署または記名押印	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話番号(昼間連絡先)	
		令和6年1月1日時点の住所(現住所と同じ場合は記載不要)	

裏面も必ずご確認ください

法定代理人が申請及び受給を行う場合、下記に記入してください。

※代理人の受給が可能なのは法定代理人(成年後見人など)のみです。

(法定代理人ではない親族等は受給できません。)

ご家族等が代筆を行う際は、代理人とはなりませんので、本人名義の口座を記入してください。

代理人	(フリガナ) 代理人氏名	代理人生年月日	代理人現住所
	自署または記名押印	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話番号

2. 給付金の受取口座情報(原則、1.申請者 の口座とします。)

給付金の受け取りを希望する口座情報を記入してください(代理人を受給する場合は、代理人の口座情報)。

通帳等の写し(コピーを貼付用紙に貼付してください。長期間使っていない口座を記入しないでください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号 ※右詰めでお書きください	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
1. 銀行 5. 農協 2. 金庫 6. 漁協 3. 信組 7. 信漁連 4. 信連	本・支店 本・支所 出張所 支店コード	1 普通		
金融機関 コード				

ゆうちょ銀行	通帳記号 6桁目がある場合は ※欄にご記入ください	通帳番号 ※右詰めでご記入ください	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、 貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに 記載された記号・番号をご記入下さい。	1		

※金融機関の口座がない方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、お問い合わせ先へご連絡ください。

提出書類

(必ず提出するもの)

不足額給付Ⅱ申請書(本書類)

※必要事項をご記入ください。

申請者(または代理人)の氏名など

受取口座

本人(代理人確認書類の写し(コピー))

※申請者の氏名・住所・生年月日を確認できる有効期限内の書類(マイナンバーカード(顔写真のついている面のみ)、
運転免許証、健康保険の資格確認書、介護保険証等)いずれか1点の写し(コピー)

※代理人による場合は、本人及び代理人の本人確認書類が必要です

受取口座を確認できる書類の写し(コピー)

受取口座の金融機関名、支店名、口座番号、口座名義(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し(コピー)

(法定代理人が代理人として受給する場合)

本人との関係が分かる書類の写し(コピー)

戸籍謄本、登記事項証明書、裁判所が決定した旨が確認できる書類いずれか1点

※3か月以内に発行されたものに限る

(令和6年中に他の市区町村から氷川町に転入された方)

令和6年度個人住民税の最新の納税通知書 または 課税証明書の写し(コピー)

(青色事業専従者または事業専従者の方)

事業主の令和6年分所得税確定申告書 または 青色事業専従者に関する届出書の写し(コピー等)

※記入漏れや添付書類が不鮮明な場合、提出書類の不備となります。

※提出書類の不備がある場合、お問い合わせをさせていただくことがあります。

本人確認書類等貼付用紙

不足額給付Ⅱ

① 必ず貼付するもの

◇ 本人(代理人)確認書類

※マイナンバーカード(顔写真のついている面のみ)、運転免許証、健康保険の資格確認書、介護保険証等
いずれか1点の写し(コピー)

※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付

◇ 受取口座確認書類

※受取口座の金融機関名、支店名、口座番号、口座名義(カナ)が分かる、通帳やキャッシュカードの写し(コピー)

② 「代理人」欄に記入したとき

以下の書類の写し(コピー)を追加で同封してください。

- ◇ 代理人の本人確認書類
- ◇ 本人との関係が分かる書類

戸籍謄本、登記事項証明書、裁判所が決定した旨が確認できる書類、いずれか1点の写し(コピー)

※3カ月以内に発行されたものに限る

③ 令和6年中に他の市区町村から氷川町に転入された方

以下の書類の写し(コピー)を追加で同封してください。

- ◇ 令和6年度個人住民税の最新の納税通知書 または 課税証明書の写し(コピー)

④ 青色事業専従者または事業専従者の方

以下の書類の写し(コピー)を追加で同封してください。

- ◇ 事業主の令和6年分所得税確定申告書 または 青色事業専従者に関する届出書の写し(コピー等)